

## 加古川市立幼稚園の通園区域に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立幼稚園園則（平成27年教育委員会規則第4号。以下「園則」という。）第6条に規定する加古川市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の通園区域（以下「園区」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (通園区域)

第2条 小学校就学の始期前2年から小学校就学までの幼児が入園できる幼稚園の園区は、別表第1のとおりとする。ただし、小学校就学の始期前2年から小学校就学の始期前1年までの幼児について、当該幼児の居住する区域が、同表に規定する加古川市立氷丘幼稚園の園区に該当する場合は加古川市立氷丘幼稚園又は加古川市立氷丘南幼稚園に、同表に規定する加古川市立別府町幼稚園の園区に該当する場合は加古川市立別府町幼稚園又は加古川市立浜の宮幼稚園に入園することができる。

2 小学校就学の始期前2年までの幼児が入園できる幼稚園の園区は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、加古川市立義務教育学校両荘みらい学園校区は、その校区に居住する幼児が入園しようとする幼稚園の園区とみなす。

### (区域外通園)

第3条 小学校就学の始期前1年までの幼児が、園則第14条に規定する選考により前条に規定する園区の幼稚園に入園できない場合は、他の園区の幼稚園に入園することができる。

2 前項の規定により他の園区の幼稚園に入園した小学校就学の始期前2年から小学校就学始期前1年までの幼児が、小学校就学の始期前1年に到達した場合及び小学校就学の始期前3年から小学校就学の始期前2年までの幼児が、小学校就学の始期前2年に到達した場合は、前条に規定する園区の幼稚園に転園するものとする。ただし、小学校就学の始期前3年から小学校就学の始期前2年までの幼児が、小学校就学の始期前2年に到達した場合において、当該幼児の居住する区域が、別表第1に規定する加古川市立氷丘幼稚園の園区に該当するときは加古川市立氷丘幼稚園又

は加古川市立氷丘南幼稚園に、同表に規定する加古川市立別府町幼稚園の園区に該当するときは加古川市立別府町幼稚園又は加古川市立浜の宮幼稚園に転園するものとする。

- 3 小学校就学の始期前1年までの幼児が、加古川市立認定こども園園則（平成29年規則第14号）第16条に規定する選考により加古川市立認定こども園に入園できない場合は、幼稚園に入園することができる。
- 4 前項の規定により幼稚園に入園した小学校就学の始期前2年から小学校就学始期前1年までの幼児が、小学校就学の始期前1年に到達した場合及び小学校就学の始期前3年から小学校就学の始期前2年までの幼児が、小学校就学の始期前2年に到達した場合は、幼稚園を退園するものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

| 園 名         | 通園区域                                         |
|-------------|----------------------------------------------|
| 加古川市立加古川幼稚園 | 加古川市立加古川小学校校区                                |
| 加古川市立鳩里幼稚園  | 加古川市立鳩里小学校校区                                 |
| 加古川市立氷丘幼稚園  | 加古川市立氷丘小学校校区                                 |
| 加古川市立野口幼稚園  | 加古川市立野口小学校校区                                 |
| 加古川市立平岡幼稚園  | 加古川市立平岡小学校校区                                 |
| 加古川市立尾上幼稚園  | 加古川市立尾上小学校校区<br>加古川市立若宮小学校校区                 |
| 加古川市立別府町幼稚園 | 加古川市立別府小学校校区<br>加古川市立別府西小学校校区                |
| 加古川市立平岡南幼稚園 | 加古川市立平岡南小学校校区                                |
| 加古川市立浜の宮幼稚園 | 加古川市立浜の宮小学校校区                                |
| 加古川市立平岡東幼稚園 | 加古川市立平岡東小学校校区                                |
| 加古川市立野口北幼稚園 | 加古川市立野口北小学校校区                                |
| 加古川市立氷丘南幼稚園 | 加古川市立氷丘南小学校校区                                |
| 加古川市立平岡北幼稚園 | 加古川市立平岡北小学校校区                                |
| 加古川市立野口南幼稚園 | 加古川市立野口南小学校校区                                |
| 加古川市立やまて幼稚園 | 加古川市立神野小学校校区<br>加古川市立八幡小学校校区<br>加古川市立陵北小学校校区 |

別表第２（第２条関係）

| 園 名         | 通園区域                                                                           |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 加古川市立加古川幼稚園 | 加古川市立加古川小学校校区<br>加古川市立鳩里小学校校区                                                  |
| 加古川市立野口幼稚園  | 加古川市立野口小学校校区<br>加古川市立野口北小学校校区<br>加古川市立野口南小学校校区                                 |
| 加古川市立尾上幼稚園  | 加古川市立尾上小学校校区<br>加古川市立別府小学校校区<br>加古川市立浜の宮小学校校区<br>加古川市立若宮小学校校区<br>加古川市立別府西小学校校区 |
| 加古川市立平岡南幼稚園 | 加古川市立平岡小学校校区<br>加古川市立平岡南小学校校区<br>加古川市立平岡東小学校校区<br>加古川市立平岡北小学校校区                |
| 加古川市立氷丘南幼稚園 | 加古川市立氷丘小学校校区<br>加古川市立氷丘南小学校校区                                                  |
| 加古川市立やまて幼稚園 | 加古川市立神野小学校校区<br>加古川市立八幡小学校校区<br>加古川市立陵北小学校校区                                   |